

山形県独自！
R3年度 大江町
上乘せあり！！

県と市町村が連携して 保育料無償化に向けた段階的負担軽減 がスタートします！

○負担軽減の対象になるのは、令和3年9月1日以降
において

- ・0～2歳児クラスで、
- ・父母の就労等の「保育の必要性」があり、
- ・市町村民税所得割課税額97,000円未満
(年収約470万円未満)の世帯の子どもで、
- ・次の施設（事業）を利用している方です。

負担軽減の対象になる施設（事業）

- ・認可外保育施設
- ・企業主導型保育施設
- ・幼稚園・認定こども園の2歳児預かり
- ・児童館・児童センターの集団保育

ただし、国の幼児教育・保育の無償化（*）の対
象となる方を除きます。

*0～2歳児クラスのうち国の幼児教育・保育の無償化の対象となる方

- ・市町村民税非課税世帯の子
または
- ・満3歳以上の幼稚園児

○負担軽減を受けるには・・・
大江町に申請する必要があります。

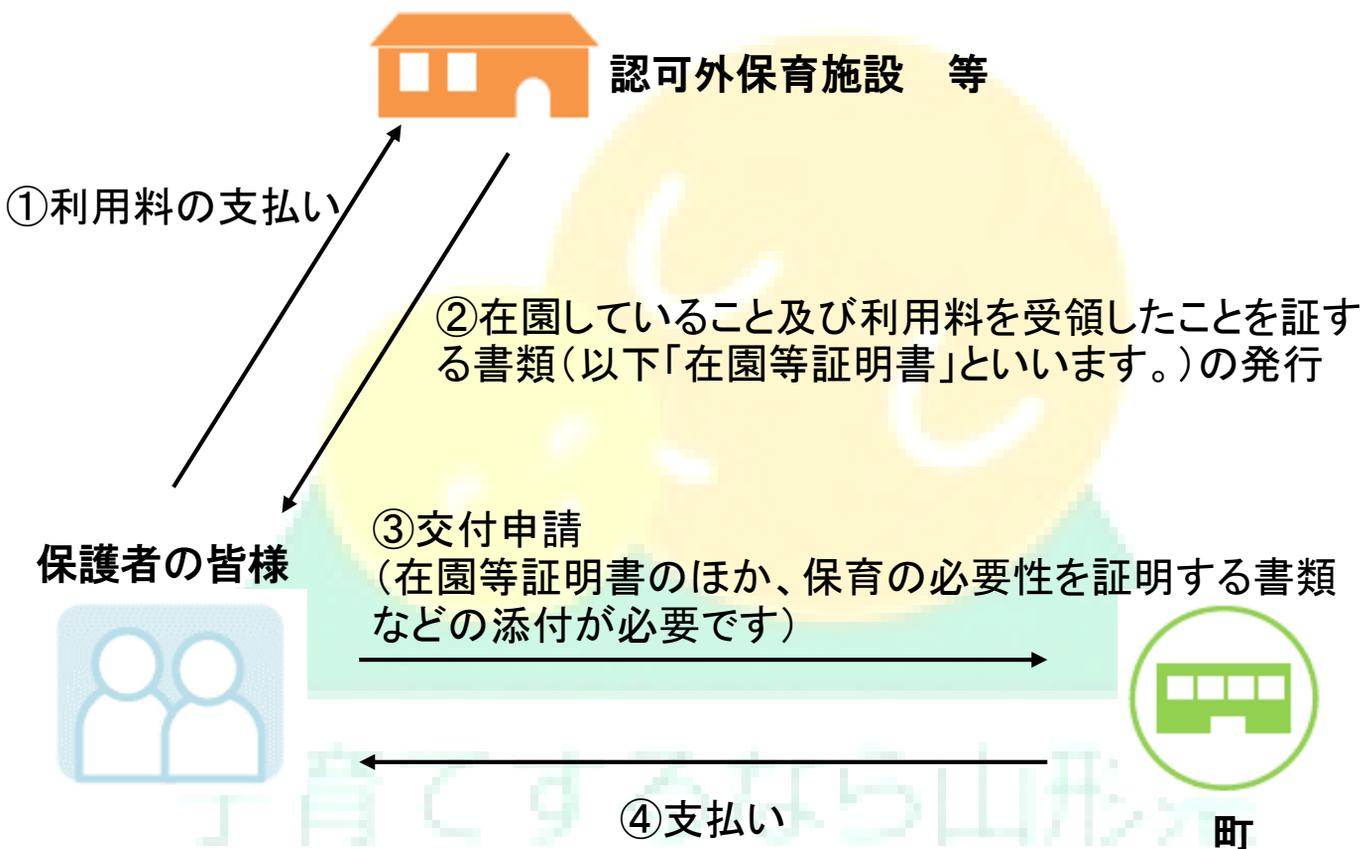
「だじょうぶみんながあなたのサポーター」県民運動
山形みんな子ども育ち応援団

○負担が軽減されるのは・・・

認可外保育施設、幼稚園・認定こども園の2歳児預かり、
児童館・児童センターの集団保育：月額42,000円まで

企業主導型保育施設：　《0歳児クラス》月額37,100円まで
　　《1～2歳児クラス》月額37,000円まで

【基本的な手続きのイメージ】



※交付申請・支払いの時期など、手続きの詳細については、後日、お知らせいたします。

※交付申請時に保育の必要性を証明する書類が必要になります。。

※負担軽減の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、対象外となります。施設が発行する証明書では、保育料として通園送迎費等を除いた金額を記載いただく必要があります。

※施設によって、手続き等が異なる場合があります。

問い合わせ先

大江町健康福祉課子育て推進室子育て推進係

電話 0237-62-2285